

情報提供

那医発第 135 号
令和 7 年 6 月 6 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「アシミニブ塩酸塩製剤の医薬品医療機器法上の用法及び用量の一部変更について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 284 号
令和 7 年 5 月 30 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 田名 敦



アシミニブ塩酸塩製剤の医薬品医療機器法上の用法及び用量の一部変更について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、アシミニブ塩酸塩製剤の医薬品医療機器法上の用法及び用量の一部変更についての通知となっております。

アシミニブ塩酸塩製剤（販売名：セムブリックス錠 20 mg 及び同錠 40 mg）については、令和 7 年 5 月 19 日付けで、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第 14 条第 9 項の規定に基づき、承認事項の一部変更承認がなされ、下記のとおり効能又は効果が変更されております。

その点につきまして、厚生労働省保険局医療課長通知が発出されたとのことです。

また、添付資料のとおり、厚生労働省医薬局医脚品審査管理課長通知により「アシミニブ塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について」が発出されており、今般の一部変更承認について示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されますことを申し添えます。

記

- アシミニブ塩酸塩製剤の医薬品医療機器法上の用法及び用量の一部変更について
(令和 7 年 5 月 27 日（日医発第 341 号）（保険）)

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第341号（保険）
令和7年5月27日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎

アシミニブ塩酸塩製剤の医薬品医療機器法上の
用法及び用量の一部変更について

アシミニブ塩酸塩製剤（販売名：セムブリックス錠 20mg 及び同錠 40mg）については、令和7年5月19日付けで、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき、承認事項の一部変更承認がなされ、下記のとおり効能又は効果が変更されました。その点につきまして、令和7年5月19日付け保医発0519第9号厚生労働省保険局医療課長通知が発出されましたのでお知らせいたします。

また、添付資料の別添のとおり令和7年5月19日付け医薬薬審発0519第7号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知により「アシミニブ塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について」が発出されており、今般の一部変更承認について示されております（新旧対照表を含む）。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

記

慢性骨髄性白血病

通常、成人にはアシミニブとして1回80mgを1日1回、空腹時に経口投与する。なお、患者の状態により適宜減量する。

（添付資料）

アシミニブ塩酸塩製剤の医薬品医療機器法上の用法及び用量の一部変更について（令7.5.19 保医発0519第9号 厚生労働省保険局医療課長）

（通知中に別添として、医薬薬審発0519第7号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知「アシミニブ塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について」を含む。）

保医発 0519 第 9 号
令和 7 年 5 月 19 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

アシミニブ塩酸塩製剤の医薬品医療機器法上の用法及び用
量の一部変更について

アシミニブ塩酸塩製剤（販売名：セムブリックス錠 20mg 及び同錠 40mg）については、令和 7 年 5 月 19 日付けで、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、承認事項の一部変更承認がなされ、下記のとおり効能又は効果が「前治療薬に抵抗性又は不耐容の慢性骨髄性白血病」から「慢性骨髄性白血病」に変更され、慢性骨髄性白血病に係る用法及び用量が変更されましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

また、別添のとおり、「アシミニブ塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について」（令和 7 年 5 月 19 日付け医薬薬審発 0519 第 7 号）が通知されておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 慢性骨髄性白血病

通常、成人にはアシミニブとして 1 回 80mg を 1 日 1 回、空腹時に経口投与する。なお、患者の状態により適宜減量する。

別添

医薬薬審発 0519 第 7 号
令和 7 年 5 月 19 日

各

都	道	府	県
保	健	所	設
置	市		
特	別	区	

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

アシミニブ塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について

アシミニブ塩酸塩製剤（販売名：セムブリックス錠 20 mg、同錠 40 mg、以下「本剤」という。）については、本日、承認事項一部変更承認を行ったところです。

本剤の使用に当たっては、特に下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

1. 今回の承認事項一部変更承認において、本剤の効能又は効果を「前治療薬に抵抗性又は不耐容の慢性骨髄性白血病」から「慢性骨髄性白血病」に改めるとともに、本剤の用法及び用量を「1 回 40 mg を 1 日 2 回」から「1 回 80 mg を 1 日 1 回」に改めたこと（別紙の新旧対照表参照）。
2. 今回の承認事項一部変更承認に伴う本剤の電子化された添付文書の改訂については、製造販売業者に対し、本日から遅くとも令和 7 年 6 月 30 日までに医療機関等に対する周知を徹底するよう指示したこと。

(別紙)

改訂後	改訂前
【効能又は効果】 慢性骨髄性白血病	【効能又は効果】 <u>前治療薬に抵抗性又は不耐容の</u> 慢性骨髄性 白血病
【用法及び用量】 通常、成人にはアシミニブとして1回 <u>80</u> mg を1日 <u>1</u> 回、空腹時に経口投与する。なお、 患者の状態により適宜減量する。	【用法及び用量】 通常、成人にはアシミニブとして1回 <u>40</u> mg を1日 <u>2</u> 回、空腹時に経口投与する。なお、 患者の状態により適宜減量する。

(下線部は今回の承認事項一部変更承認における変更箇所)

別記

公益社団法人 日本医師会

一般社団法人 日本癌治療学会

公益社団法人 日本臨床腫瘍学会

一般社団法人 日本血液学会

一般社団法人 日本内科学会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会

ノバルティスファーマ株式会社

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

各地方厚生局